

會社案

一年總務加者全額ヲ解雇スル事

但シ此際新規雇傭トシテ申出タル者ハ會社ニ於テ入選ノ上耳
採用スルコト新規採用者ハ工場現場ノ都合ヲ計リテ昭和二
年一月申ニ入場セシムルコト尙現在工場勤務ノ職工ヲ保認人ト
スルコト

解雇者ニ對シテハ解雇手引書ヲ各十名分及會社規定ノ果
職手引書ヲ支給スル事

解雇者一同ニ對シテ此際現金トシテ全一拜(四千五百圓)
ヲ支給スルコト

石 及 申一(通) 報 俵 也

寫

労務案ニ五號

昭和二年一月六日

警視總監 大田 政 弘

内務大臣臨時代理

逓信大臣 安達 謙藏殿

社會局長官 長岡隆一 殿

大阪神奈川兵庫愛知各府縣知事殿

東京製糖株式會社労働爭議ニ関スル件

(第七報一、解決)

當題爭議ハ各年十二月二十八日ヲ以テ圓滿解決ヲ告ケ
タルカ之レカ経過左ノ通り

記

昭和二年一月九日 722